

## いちご一会とちぎ国体上三川町弁当調製施設選定基準

### (目的)

第1条 この基準は、上三川町で開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」(以下「国体」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選定基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象施設)

第2条 対象施設について、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 納税義務が履行されていること。
- (2) 食品衛生法の規定による「飲食店営業」の営業許可を受けていること。
- (3) 上三川町内に事業所を有する弁当調製施設であること。
- (4) いちご一会とちぎ国体上三川町実行委員会(以下「実行委員会」という。)及び保健所の行う衛生指導を遵守すること。
- (5) 実行委員会が実施する国体弁当調達業務に協力的であること。
- (6) 上三川町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団関係者でないこと。

### (施設の衛生管理)

第3条 施設の衛生管理について、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 選考時点において、過去3年間に、食中毒の発生等により、食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付厚生省生活衛生局策定)等HACCPの概念に基づく衛生管理に取り組みとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき

適正になされている施設であること。

- (3) 調理従事者に対し、国体開催前の1ヶ月以内に検便を実施できること。この場合における検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血大腸菌は必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- (4) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 実行委員会が指定する食品衛生研修会へ参加可能であること。
- (6) 食品賠償保険等に参加していること。

(施設の調製能力)

第4条 施設の調製能力について、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 各大会の弁当提供可能数がいずれの日においても、1回200食以上の提供が可能であること。
- (2) 前日の午後6時までの受注で、翌日午前11時までの納入が可能であること。
- (3) 献立の日替わりが、4日以上可能であること。
- (4) 単価に応じた弁当が調整可能であり、実行委員会が指定する容器、包装紙での提供が可能であること。
- (5) 栄養バランス、カロリー等に配慮した献立での提供が可能であること。
- (6) 原材料に上三川町産品又は栃木県産品を積極的に採用した献立が可能であること。
- (7) 弁当容器に、次の項目をラベルシール等で表示できること。

ア 弁当の名称

- イ 消費期限（時刻まで表示）
- ウ 調製施設の所在地及び代表者名
- エ 原材料名（食品添加物、アレルギー（特定原材料）、遺伝子組み換え等の表示を含む）
- オ 保存方法
- カ 「お早めにお召し上がりください」等、早期の喫食を喚起する旨
- キ 「弁当は持ち帰らないでください」等、持ち帰りを禁止する旨
- ク その他実行委員会が指示する表示。

(8) 単一の施設で、かつ第三者に委託することなく調製が可能であること。

(9) サンプル調査において実行委員会より指摘された事項を改善することが可能であること。

（施設の対応能力）

第5条 施設の対応能力について、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 冷蔵車又は保冷車（10℃以下で保管が可能なもの）による衛生的な配送ができ、納入場所で弁当引換時間中（2時間程度）の待機が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 弁当付属品として、お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等の提供が可能であり、かつ適正な処理が可能であること。

(3) 競技会等の運営にあわせた受注、搬入、回収が可能であること。

(4) 事前に献立、サンプル（試食弁当）及びその写真の提供が可能

であること。

(5) 弁当引換所まで、ダンボール箱等に梱包しての納入が可能であること。

(6) 配達同日に弁当容器の回収が可能であること。

(7) 荒天等により国体が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に対応できること。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、上三川町で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

付 則

この基準は、令和3年7月29日から施行する。